令和5(2023)年度EBPM推進統括リーダー等の設置について

本市職員の統計リテラシーの向上及びEBPMの推進に向けた体制強化を図るため、EBPM推進統括リーダー及びEBPM推進リーダーを置く。

郡山市EBPM推進統括リーダー等設置要綱(令和5年3月31日制定)

EBPMの実現に向けて、今年度から基盤づくりを進めます。

「統計リテラシー」とは、統計情報が私たちの業務に有用であることを理解し、適切に解釈・分析したうえで、日々の業務に活用する能力のことです。

EBPMは、「Evidence based policy making」の頭文字をとったもので、直訳すると「証拠に基づく政策立案」のことで、政策の有効性を高め、かつ、行政への信頼確保に資するため、政策をその場限りのエピソードに頼って立案するのではなく、政策目的を明確にしたうえで合理的根拠に基づき行うことです。

EBPM推進統括リーダー・EBPM推進リーダーについて

設置

本市職員の統計リテラシー向上、EBPMの推進に向けた体制強化を図るため、EBPM推進統括リーダー及び EBPM推進リーダーを置く。

選任

- EBPM推進統括リーダー
- 各部局・各行政センターに1名配置 (EBPM推進リーダーのうちから部局長等が選任)
- EBPM推進リーダー

各所属に1名以上(人数は任意、所属長が選任)

役割(EBPM推進統括リーダー)

- ●部局内調整を行う。
- ●EBPM推進リーダーを統括する。

役割 (EBPM推進リーダー)

- ●所属の業務について、積極的にEBPMの活用を図り、業務カイゼンを推進する。
- ●所属内の統計データの見える化について、検討を進める。
- ●EBPM推進リーダー向けの研修会、ワークショップへの参加及び必要に応じて部局内でのミーティングを 開催する。
- ●所属内の統計リテラシー向上を図る。

令和5(2023)年度のスケジュール

今年度は、EBPMを推進するための 基盤づくりとして、右記スケジュールで 統計リテラシーの向上に取り組みます。

